

第 1 3 関係条例等

- 尾張旭市下水道条例
- 尾張旭市下水道条例施行規則
- 尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則
- 尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例
- 尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例施行規則
- 尾張旭市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱
- 尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱
- 尾張旭市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則
- 尾張旭市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則取扱基準
- 取付管出来高調書（記載例）
- 道路占用許可申請書（記載例）
- 道路使用許可申請書
- 添付書類様式記載例
- 汚水取付管標準図
- 取付管工事写真撮影要領

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第3条の2—第3条の7）

第2章 排水設備の設置等（第4条—第10条）

第3章 公共下水道の使用（第11条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第25条）

第5章 罰則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公共下水道の設置、管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市に公共下水道を設置する。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (5) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (7) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 取付管 接続ますから公共下水道の管渠に接続する管をいう。
- (10) 義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

(13) 使用月 公共下水道の使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいう。

(14) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工^{きよ}の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第3条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第3条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第3条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
（終末処理場の維持管理）

第3条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道に接続するますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「接続ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、接続ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を接続ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きょ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上
500人以上	200ミリメートル以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きょ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上
200平方メートル以上400平方メートル未満	125ミリメートル以上
400平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上
600平方メートル以上1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は接続ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は接続ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリートその他の耐水性を有する材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講じられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」

という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもつて足りるものとする。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行つた者は、当該工事を完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し技能を有する者(以下「責任技術者」という。)を選任している業者として市長が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行つてはならない。

- 2 前項の指定工事店に関する事項は別に定める。

(取付管設置工事費の徴収)

第9条 市長は、公共下水道に汚水を流入させるための取付管の新設等に要する費用(以下「取付管設置工事費」という。)の全部又は一部を義務者から徴収することができる。

- 2 前項の取付管設置工事費の算出に関して必要な事項は、市長が定める。
- 3 第1項の取付管設置工事費は、取付管設置工事の着手前に納付しなければならない。ただし、市長が前納の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(関連工事費の徴収)

第10条 市長は、本市の下水道事業計画に照らし著しくこれを阻害する建築物を建て、公共下水道に下水を流入させようとする者から関連工事費を徴収することができる。

- 2 前項の関連工事費の基準は、市長が定める。

第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る。以下この条及び第13条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数 5 以上 9 以下
- (2) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム以下
- (3) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム以下
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「5 以上 9 以下」とあるのは「5.7 以上 8.7 以下」と、同項第 2 号中「600 ミリグラム以下」とあるのは「300 ミリグラム以下」と、同項第 3 号中「600 ミリグラム以下」とあるのは「300 ミリグラム以下」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定による環境省令により、当該下水について第 1 項に掲げる項目に関し当該各号に定める水質（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第 1 項に規定する水質の基準は、前 2 項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（法第 12 条の規定による除害施設の設置等）

第 12 条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）

を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45 度以下
- (2) 水素イオン濃度 5 以上 9 以下
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム以下

（法第 12 条の 11 の規定による除害施設の設置等）

第 13 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45 度以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数 5 以上 9 以下

- (4) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に600ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質 1 リットルにつき600ミリグラム以下
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
- イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの
(第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第 2 号中「45度以下」とあるのは「40度以下」と、同項第 3 号中「5 以上 9 以下」とあるのは「5.7以上8.7以下」と、同項第 4 号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第 5 号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」とする。

(し尿の排除の制限)

第14条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所（污水管が公共下水道に接続されたものに限る。）によらなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 公共下水道の使用を開始、休止し、又は廃止しようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第12条の 3、第12条の 4 又は第12条の 7 の規定による届出をした者は前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第16条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書により 2 使用月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の算定方法)

第17条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

排除汚水量	使用料（1使用月につき）	
	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)

10立方メートルまで	600円	70円
10立方メートルを超え20立方メートルまで		90円
20立方メートルを超え50立方メートルまで		120円
50立方メートルを超えるもの		150円

2 使用者の排除汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 一般家庭等で井戸水を使用した場合は、世帯人員（同居人を含む。以下同じ。）に6立方メートルを乗じた量とする。
- (3) 一般家庭等で水道水と井戸水を併用した場合は、第1号で算定した量と世帯人員に3立方メートルを乗じた量とを加算した量とする。
- (4) 一般家庭等以外で水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (5) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に使用する水の量が排除汚水量と著しく異なる使用者は、毎使用月、その使用月の排除汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終期から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前各号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除汚水量を認定するものとする。

3 使用月の中途において公共下水道に汚水の排除を開始し、休止し、又は廃止したときの基本使用料は、1使用月分として算定する。

（資料の提出）

第18条 市長は、使用料を算定するために使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

（行為の許可）

第19条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

（許可を要しない軽微な変更）

第20条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対す

る添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占有)

第21条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもつて占有の許可とみなす。

(原状回復)

第22条 前条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料等の減免)

第23条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める使用料、取付管設置工事費又は手数料を減免することができる。

(手数料)

第24条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第6条の計画の確認 1件につき 500円
- (2) 指定工事店の指定 1件につき 1万円
- (3) 指定工事店の指定の更新 1件につき 7,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既に徴収した手数料は、還付しない。

(委任)

第25条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行つて第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

- (4) 第12条、第13条、又は第14条の規定に違反した使用者
- (5) 第15条第1項の規定による届出を怠った者
- (6) 第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第22条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第6条第1項又は第19条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段又は第15条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項第5号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月30日条例第23号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。

(尾張旭市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 尾張旭市下水道条例の一部を改正する条例（昭和63年尾張旭市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成9年3月28日条例第10号抄）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 3 第12条の規定による改正後の尾張旭市下水道条例第17条第1項の規定は、平成9年6月1日以後に確定すべき排除汚水量に係る使用料から適用し、同日前に確定した、又は確定すべきであった排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月29日条例第24号）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 平成10年7月1日において現に責任技術者として本市に登録されている者が引き続き責任技術者の登録を受けようとする場合については、改正後の第24条の規定にかかわらず手数料を徴

収しない。

附 則（平成11年3月31日条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第28号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年10月1日条例第23号）

1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。

2 改正後の尾張旭市下水道条例第17条第1項の規定は、平成14年4月分として算定する使用料から適用し、同年3月分として算定する使用料までは、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第41号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第13条の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（下水道使用料に関する経過措置）

第3条 第11条の規定による改正後の尾張旭市下水道条例第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（下水道使用料に関する経過措置）

第3条 第14条の規定による改正後の尾張旭市下水道条例第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を

受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年10月1日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第11号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年12月26日条例第42号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

昭和59年3月30日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市下水道条例（昭和59年尾張旭市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(供用開始等の公示)

第3条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による供用開始の公示及び同条第2項において準用する終末処理場による下水処理開始の公示は、尾張旭市公告式規則（平成6年尾張旭市規則第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(使用月の始期及び終期)

第4条 条例第3条第13号に規定する使用月の始期及び終期は次のとおりとする。

- (1) 水道水を使用する場合は、水道水の水量を計量した日から次の計量までの期間とする。ただし、2か月ごとの計量の場合は、その中間日をもってそれぞれの終期及び始期とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、月の初日から末日までとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第4条の2 条例第3条の3第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。次条及び第4条の5において同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合において、大腸菌が検出されず、かつ、濁度が2度以下であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

(耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第4条の3 条例第3条の3第5号に規定する規則で定める耐震性能を確保するための措置は、

次のとおりとする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎^{くい}の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手^{とう}の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水渠^{きょ}の断面積の数値）

第4条の4 条例第3条の4第1号に規定する規則で定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠^{きょ}の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設における汚泥の処理に伴う排気、排液及び残さい物に関する措置）

第4条の5 条例第3条の5第2号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じない

ようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場における汚泥の処理に伴う排気、排液及び残さい物に関する措置)

第4条の6 条例第3条の7第6号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置
(排水設備工事の実施及び接続方法)

第5条 条例第4条第2号の規定による排水設備を接続ます等に固着させる工事の実施方法は次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、別に指示する方法によることができる。

- (1) 汚水を排除する排水渠は、暗渠とする。
- (2) 管渠をます等に取り付けるときは、ます等の壁面に突出しない方法でし、取付部には漏水の生じない措置を講じること。
- (3) 次に掲げる箇所にます等を設けること。
 - ア 管渠の起点、合流点及び屈曲点
 - イ 内径又は種類の異なる管渠の接続部分
 - ウ 管渠の勾配が著しく変化する部分
- (4) ます又は人孔は、内径又は内のり幅が150ミリメートル以上の丸型又は角型でふた付とし、雨水用は底部に15センチメートル以上のどろためを設け、汚水用にあつてはインバートを付し、埋設の深度に応じて清掃に支障のない大きさとすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、別に定める技術上の基準によること。

(排水設備等又は除害施設の計画の確認)

第6条 条例第6条第1項に規定する申請書は、排水設備等（排水設備又は条例第5条に規定する排水施設に接続する除害施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等の場合は、排水設備等工事計画確認申請書（第1号様式）とし、除害施設の新設等の場合は、除害施設工事計画確認申請書（第2号様式）とする。

- 2 排水設備等工事計画確認申請書は、工事に着手しようとする日の7日前までに、除害施設工事計画確認申請書は、工事に着手しようとする日の14日前までに市長に提出するものとする。
- 3 条例第6条第1項に規定する申請書に添付する書類は、別に市長が定める。
- 4 市長は、排水設備等又は除害施設の新設等の計画を確認したときは、排水設備等（除害施設）工事計画確認書（第3号様式）を交付する。

(排水設備等又は除害施設の工事完了の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、排水設備等（除害施設）工事完了届（第4号様式）を提出してしなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する検査済証は、第5号様式とする。

(使用者の変更)

第8条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は遅滞なく公共下水道使用者変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、口頭その他市長が定める方法によることができる。

(共用排水設備の管理者)

第9条 排水設備を共同で使用する者は、公共下水道に関する事項を処理させるため管理者を選定し、市長に届け出なければならない。管理者を変更するときも同様とする。

(排水設備等の軽微な工事)

第10条 条例第8条の規定による規則で定める軽微な工事とは、排水設備等の施設を変更しない補修程度の工事とする。

(取付管の新設等の申請)

第11条 取付管の新設等を必要とする者は、取付管設置位置申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出した者は、同項の申請の取消しをしようとするときは、取付管設置位置申請取消届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、取付管設置位置承認書（第9号様式）を交付するものとする。

(関連工事の届出等)

第12条 条例第10条に規定する関連工事費は、建築する建物の延床面積が3,000平方メートル以上の場合に徴収する。ただし、市長が徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の関連工事費の徴収の対象となる建物を建てようとする者は、共同住宅等の建設事業届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出書の提出があったときは、当該届出書の記載内容を審査のうえ、関連工事費の額を決定し、関連工事費決定通知書（第11号様式）を交付するものとする。

(取付管設置工事費等の納付の代理)

第13条 取付管設置工事費及び関連工事費の納付についてその事務を他人に代理させようとする者は、委任状を市長に提出しなければならない。

(使用開始等の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による届出は、公共下水道使用（開始・休止・廃止）届（第12号様式）によるものとし、当該行為開始の7日前までに市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、口頭その他市長が定める方法によることができる。

(集合住宅の使用料の計算)

第15条 アパートその他の集合住宅（1個の水道量水器で計量するものに限る。）の使用料は、独立して用いられる居室を単位とし、その排除汚水量に条例第17条を適用して得られたものの総和とする。ただし、建物の構造又は入居者の状態によりこれによることが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の排除汚水量は、各居室ごとに均等とみなして計算するものとする。

3 第1項に定める条例第17条の適用にあたっては、各居室ごとに基本使用料を算定するものとする。

(一般家庭等で水道水以外の水を使用している場合の排除汚水量の認定等)

第16条 条例第17条第2項に規定する一般家庭等で井戸水を使用する場合の世帯人員は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に登載された人員を参考として市長が認定する。

2 前項の世帯人員の認定は、汚水の排除を開始する日現在をもって行う。

3 使用者は、前2項により市長が認定した世帯人員に異動がある場合は、速やかに公共下水道排水人員変更届（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、口頭その他市長が定める方法によることができる。

5 使用月の中途において、公共下水道に汚水の排除を開始し、若しくは休止し、若しくは廃止したとき又は第3項の世帯人員の異動があったときの従量使用料の額は、それぞれ日割計算とする。

(一般家庭等以外で水道水以外の水を使用している場合の排除汚水量の認定)

第17条 市長は、条例第17条第2項第4号の規定による排除汚水量の認定をするため必要があると認めるときは、使用者の施設に計測のための装置（以下この条において「計測装置」という。）を設置することができる。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって計測装置を管理しなければならない。

3 市長は、動力式揚水設備によるものについては、計測装置によるほか、必要に応じ業態、揚水設備その他の事情を考慮して排除汚水量を認定することができる。

(排除汚水量の届出)

第18条 条例第17条第2項第5号の規定による申告書の様式は、第14号様式とする。

(制限行為の許可申請書)

第19条 条例第19条に規定する申請書は、制限行為（変更）許可申請書（第15号様式）とする。

2 条例第19条に規定する申請書に添付する書類は、別に市長が定める。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書の記載内容を審査し、適当と認めたときは、制限行為（変更）許可書（第16号様式）を交付するものとする。

(占有の許可申請等)

第20条 条例第21条に規定する申請書は、公共下水道（敷地・排水施設）占有許可申請書（第17号様式）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の記載内容を審査し、適当と認めたときは、公共下水道（敷地・排水施設）占有（変更）許可書（第18号様式）を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、公共下水道（敷地・排水施設）占有変更許可申請書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の記載内容を審査し、適当と認めたときは、公共下水道（敷地・排水施設）占有（変更）許可書（第18号様式）を交付するものとする。

5 占有物件を設ける目的を廃止したときは、公共下水道（敷地・排水施設）占有廃止届（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第21条 条例第23条の規定により使用料、取付管設置工事費又は手数料の減免を受けようとする者は、（使用料・取付管設置工事費・手数料）減免申請書（第21号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の記載内容を審査のうえ、その適否を決定し（使用料・取付管設置工事費・手数料）減免決定通知書（第22号様式）を交付するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月29日規則第28号抄）

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年9月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第39号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第13条の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月 4 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

排水設備等工事計画確認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
(電話 局 番)
指定工事店 住所
氏名
(電話 局 番)

次のとおり申請します。

設 置 場 所	尾張旭市				
使 用 者	住 所				
	ふりがな 氏 名				
工 事 内 容	新設、増設、改築、その他 ()		設備種類	汚水、雨水	
使 用 水	水道水、井戸水、その他 ()				
排 水 面 積	m ²	排水人員	人	建物面積	m ²
排 水 戸 数	戸	水洗便所設備	有 無 改造		
※家屋所有者の 承 認	住所 氏名				
※土地所有者の 承 認	住所 氏名				
※排水設備所有 者 の 承 認	住所 氏名				
着 工 予 定	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日		

(注) ※印の欄は、該当する場合のみ記入してください。

除害施設工事計画確認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者住所
氏名
(電話 局 番)
指定工事店住所
氏名
(電話 局 番)

次のとおり申請します。

設置場所	尾張旭市			
業種				
使用水	水道水、井戸水、その他 ()			
使用水の用途				
生産品名				
汚水の 予定水質	温度	摂氏	度	
	水素イオン濃度	PH		
	生物化学的酸素要求量	5 日間に	mg/ℓ	
	浮遊物質		mg/ℓ	
	油脂類含有量		mg/ℓ	
	よう素消費量		mg/ℓ	
	その他			
	含有量		mg/ℓ	
			mg/ℓ	
1 日 排 出 量	最大	m ³ 、最少	m ³ 、平均	m ³
着手予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	

第 3 号様式(第 6 条関係)

排水設備等（除害施設）工事計画確認書

年 月 日

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申請のありました排水設備等（除害施設）工事計画を次のとおり確認します。

確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 番 号	第 号

第 4 号様式(第 7 条関係)

排水設備等（除害施設）工事完了届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届 出 者 住 所
氏 名
(電話 局 番)
指定工事店 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり届け出ます。

確 認 番 号	第 号
設 置 場 所	尾張旭市
工 事 内 容	新設、増設、改築、その他（ ）
完 了 年 月 日	年 月 日

検査済証

年 月 日

殿

尾張旭市長 印

次のとおり排水設備等（除害施設）工事は、法令等の規定に適合したものと認めます。

確 認 番 号	第 号
設 置 場 所	尾張旭市
工 事 内 容	新設、増設、改築、その他（ ）
設 備 種 類	汚水、雨水、除害施設、その他（ ）
指 定 工 事 人 名	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 済 証 番 号	第 号

公共下水道使用者変更届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり公共下水道の使用者を変更したので届け出ます。

排 水 設 備 等 の 設 置 場 所	尾張旭市
検 査 済 証 番 号	第 号
旧 使 用 者 氏 名	
新 使 用 者 氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

取付管設置位置申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり申請します。

設 置 場 所	尾張旭市		
設 置 位 置	別図のとおり		
内 容	新設、増設、改築、その他 ()		
土 地 所 有 者	(注) この欄は、借地関係のある場合のみ記入してください	水 栓 番 号	
	住 所	第 号	
	氏 名		
土 地、建 物	土地 m ² 、建物 階建、建物延面積 m ²		
汚 水 の 種 類	1 一般家庭污水 2 業務用污水 3 その他 2 及び 3 の場合は、業種等について説明のこと。 (説明)		
備 考			

取付管設置位置申請取消届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	尾張旭市
取 消 し の 理 由	
備 考	

取付管設置位置承認書

年 月 日

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申請のありました取付管設置位置を次のとおり承認します。

設 置 場 所	尾張旭市
設 置 位 置	別図のとおり
承 認 年 月 日	年 月 日
承 認 番 号	第 号

共同住宅等の建設事業届出書

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり共同住宅等の建設事業の届出をします。

設 置 場 所	尾張旭市
用 途	
敷 地 面 積	m ²
延 床 面 積	m ²
戸 数 (区 画 数)	戸 (区画)
階数及び最高の高さ	階 m
排 水 計 画 人 口	人
1 日 当 た り 計 画 最 大 汚 水 量	m ³
備 考	

関連工事費決定通知書

第 年 月 日 号

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで届出のありました共同住宅等の建設事業について、次のとおり通知します。

設 置 場 所	尾張旭市
用 途	
敷 地 面 積	m ²
延 床 面 積	m ²
戸 数 （ 区 画 数 ）	戸（区画）
階数及び最高の高さ	階 m
排 水 計 画 人 口	人
1 日 当 た り 計 画 最 大 汚 水 量	m ³
関連工事費及び条件	

第 12 号様式(第 14 条関係)

公共下水道使用

開始
休止
廃止

 届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり届け出ます。

施 設 場 所	尾張旭市
使用 開始 休止 廃止 年月日	年 月 日
使 用 水 の 種 類	水道水、井戸水、その他 ()
排 水 人 員	人
検 査 済 証 番 号	第 号

公共下水道排水人員変更届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり届け出ます。

施 設 場 所	尾張旭市
使用水の種類	井戸水・その他 ()
旧 世 帯 人 員	人
新 世 帯 人 員	人
異 動 年 月 日	年 月 日
異 動 の 理 由	

(添付書類) 住民票

排除汚水量申告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申告者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり申告します。

施 設 場 所	尾張旭市			
排水設備等工事 検 査 済 証 番 号	第 号			
業 種				
使用水の用途				
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
① 使用水量	水道水 m ³	井戸水 m ³	その他 m ³	計 m ³
② 排除汚水量	水道水 m ³	井戸水 m ³	その他 m ³	計 m ³
③ ①と②の差	水道水 m ³	井戸水 m ³	その他 m ³	計 m ³
③ の 理 由				

制限行為（変更）許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり申請します。

申 請 理 由	
物 件 の 設 置 場 所	尾張旭市
使 用 者	住 所
	ふりがな 氏 名
設 置 目 的	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
物 件 の 構 造	
設 置 面 積	
工 事 方 法	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	
施 工 業 者	所在地
	名 称

制限行為（変更）許可書

第 号
年 月 日

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申請のありました制限行為を次のとおり（変更）許可します。

物 件 の 設 置 場 所	尾張旭市
使 用 者	住 所
	ふりがな 氏 名
設 置 目 的	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
物 件 の 構 造	
設 置 面 積	
工 事 方 法	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	
施 工 業 者	所在地
	名 称
許 可 の 条 件	

第 17 号様式(第 20 条関係)

公共下水道（敷地）排水施設 占用許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり（新規）
継続 占用を申請します。

占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 場 所	尾張旭市
占 用 物 件 の 構 造	
占 用 面 積	
工 事 方 法	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	

- (添付書類) 1 占用場所の位置図（縮尺 10,000 分の 1 以上）及び土地整理図（縮尺 600 分の 1 以上）
2 占用物件の構造図（縮尺 100 分の 1 以上）並びに公共下水道との関係を示す縦横断面図（縮尺 600 分の 1 以上）及び平面図（縮尺 600 分の 1 以上）
3 占用面積の求積図（縮尺 300 分の 1 以上）
4 工事方法及び復旧方法の設計書又は仕様書（継続申請の場合は、省略することができる。）

第 18 号様式(第 20 条関係)

公共下水道（敷地排水施設） 占用（変更）許可書

第 年 月 日 号

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申請のありました占用を次のとおり許可します。

占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 場 所	尾張旭市
占 用 物 件 の 構 造	
占 用 面 積	
工 事 方 法	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	
占 用 料	
許 可 の 条 件	

第 19 号様式(第 20 条関係)

公共下水道（敷地排水施設） 占用変更許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏 名

次のとおり申請します。

	変 更 前	変 更 後
占 用 目 的		
占 用 期 間		
占 用 場 所		
占用物件の構造		
占 用 面 積		
工 事 方 法		
工 事 期 間		
復 旧 方 法		
変 更 の 理 由		

(添付書類) 許可書の写し及び変更に係る図面

第 20 号様式(第 20 条関係)

公共下水道（敷地排水施設） 占用廃止届

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
占 用 目 的	
占用廃止の年月日	年 月 日
占 用 場 所	
占用物件の構造	

第 21 号様式(第 21 条関係)

（使 用 料）
（取 付 管 設 置 工 事 費）
手 数 料 減免申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

次のとおり申請します。

設 置 場 所	尾張旭市
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減免を受けようとする理由	

第 22 号様式(第 21 条関係)

（使 用 料）
（取 付 管 設 置 工 事 費）
手 数 料 減免決定通知書

第 年 月 日 号

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申請のありました減免申請について次のとおり通知します。

設 置 場 所	尾張旭市
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 す る 額	

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定工事店（第3条—第10条）

第3章 責任技術者（第11条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、尾張旭市下水道条例（昭和59年条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、排水設備工事の指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備工事 条例第3条第6号に規定する排水設備又は条例第5条に規定する排水施設の新設、増設、改築、修繕及び撤去の工事をいう。
- （2）指定工事店 条例第8条第1項の規定による指定を受けている工事業者をいう。
- （3）責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され責任技術者証の交付を受けた者をいう。

第2章 指定工事店

（指定工事店の指定）

第3条 市長は、次条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1）責任技術者を1名以上選任していること。ただし、同一事業者の愛知県内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- （2）排水設備工事に必要な機械器具を有していること。
- （3）愛知県内に排水設備工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）があること。
- （4）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者又は登録の効力の一時停止を受けている者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- カ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- キ 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ク 法人であつて、その代表者又は役員の中にアからキまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の申請）

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、指定工事店指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、住民票の写し）
- (3) 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- (4) 機械器具調書（第4号様式）
- (5) 事業所の付近見取図（第5号様式）
- (6) 事業所の平面図及び写真
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の有効期間）

第4条の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定工事店の指定を受けた日から起算して5年経過後最初に到来する3月31日までとする。

（指定の更新）

第4条の3 指定工事店は、指定期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、市長が定める期間内に、その更新の申請をしなければならない。

2 前項の更新の申請があつた場合において、前条の指定期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定期間は、従前の指定期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条、第4条及び次条第1項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事店証の交付等)

第5条 市長は、指定工事店の指定を行ったときは、指定工事店証（第6号様式）を交付する。

2 指定工事店は、排水設備工事の事業を廃止し、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、速やかに、指定工事店証を市長に返納しなければならない。

3 指定工事店は、排水設備工事の事業を休止し、又は第9条の指定の停止を受けたときは、速やかに、指定工事店証を市長に提出しなければならない。

4 指定工事店は、指定工事店証を汚損し、又は紛失したときは、指定工事店証再交付申請書（第7号様式）により市長に再交付の申請をしなければならない。

(指定工事店の義務)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例その他の規則及びこの規則を遵守し、誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項に違反してはならない。

(1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。

(2) 排水設備工事に着手する前にその計画について、市長の確認を受けること。

(3) 排水設備工事が完了したときは、市長の検査を受けること。

(4) 前号の検査の結果、市長から当該排水設備工事の手直しを指示されたときは、指定期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けること。

(5) 排水設備工事の設計及び施行は、責任技術者の監督管理の下において行うこと。

3 指定工事店は、従業員の排水設備工事上の行為について責任を負わなければならない。

4 指定工事店は、自己の名義をもって、他人に排水設備工事の業務を営ませてはならない。

5 指定工事店は、暴風雨、地震その他の災害の発生に際し、本市の下水道施設の復旧又は応急措置を講ずるため、当該復旧又は応急措置の業務に関し市長から要請があったときは、これに協力しなければならない。

(変更等の届出)

第7条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から30日以内に指定工事店変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 組織形態を変更したとき。

(2) 代表者又は役員に異動があったとき。

(3) 商号又は名称（第4条の申請者が個人である場合にあっては、当該申請者の氏名）を変更したとき。

(4) 選任している責任技術者に異動があったとき。

- (5) 事業所を移転したとき。
- (6) 住所又は電話番号に変更があったとき。
- (7) 第3条第4号アからクまでのいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する場合 定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 前項第2号に該当する場合 誓約書（第2号様式）及び登記事項証明書
- (3) 前項第3号に該当する場合 登記事項証明書（第4条の申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し）
- (4) 前項第4号に該当する場合 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- (5) 前項第5号に該当する場合 事業所の付近見取図（第5号様式）並びに事業所の平面図及び写真
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 指定工事店は、排水設備工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から30日以内（排水設備工事の事業を再開した場合にあっては、10日以内）に指定工事店（廃止・休止・再開）届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。
- (2) 第3条の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第10条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (6) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。
- (7) その施行する排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（指定の停止）

第9条 市長は、指定工事店が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事店の情状に参酌すべき特段の事由があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力の停止をすることができる。

（報告又は資料の提出）

第10条 市長は、指定工事店に対し、当該指定工事店が施行した排水設備工事に関し必要な報告

又は資料の提出を求めることができる。

第3章 責任技術者

第11条 削除

(責任技術者の職務等)

第12条 責任技術者は、排水設備工事の設計及び施行（排水設備工事の監督管理を含む。）に関する一切の事項を担当するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事に係る設備の構造、施行時期、検査日程等について市長と連絡調整をしなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の検査において市長が立会いを求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第13条及び第14条 削除

(責任技術者証)

第15条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

第16条 削除

(協会への報告)

第17条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会の会長に対しその事実を報告するものとする。

- (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
- (2) 第12条第2項及び第3項の規定に違反したとき。
- (3) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。

第18条から第20条まで 削除

第4章 雑則

(公示)

第21条 市長は、次の場合には、その旨を公示するものとする。

- (1) 指定工事店の指定をし、又は指定の更新をしたとき。
 - (2) 指定工事店から第7条第1項の届出（代表者又は事業所の名称若しくは所在地の変更に係るものに限る。）を受けたとき。
 - (3) 指定工事店から第7条第3項の届出を受けたとき。
 - (4) 指定工事店の指定を取り消したとき。
 - (5) 指定工事店の指定を停止したとき。
- 2 市長は、協会が試験又は講習を実施しようとするときは、あらかじめ、これらの日時、会場等を公示しなければならない。

(連絡機関)

第22条 市長は、指定工事店が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合（以下「組合」という。）を設立し、市長に届け出たときは、これを本市との連絡機関として指定することができる。

2 前項に規定する届出は、尾張旭市下水道排水設備指定工事店組合設立届（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 組合員及び役員名簿
(委任規定)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 尾張旭市排水設備工事指定工事人規則（昭和59年尾張旭市規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則第14条の規定に基づき納付された保証金については、速やかに、還付のための手続を執るものとする。
- 4 平成10年7月1日において現に旧規則第6条の規定により指定工事人として認可を受けている者（以下「旧指定工事人」という。）は、この規則の規定によって指定工事店の指定を受けた者とみなす。
- 5 旧指定工事人は、市長が指定する期日内に旧規則第8条に規定する排水設備工事指定工事人認可証（以下「旧認可証」という。）を市長に返納しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により旧認可証の返納がなされたときは、これと引換えに第5条の指定工事店証を交付する。
- 7 前項の規定により第5条の指定工事店証の交付がなされるまでの間は、旧認可証を同条の指定工事店証とみなす。
- 8 平成10年7月1日において現に旧規則第21条第2項に規定する排水設備工事責任技術者登録証（以下「旧登録証」という。）の交付を受けている者（以下「旧責任技術者」という。）は、同月1日から平成11年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）は、第11条の登録を受けた責任技術者とみなす。
- 9 経過期間においては、第15条第1項の規定は適用せず、旧登録証をもって同条の責任技術者証とみなす。
- 10 次に掲げる者が協会が実施する経過措置講習（以下「経過措置講習」という。）を受講し、その課程を修了したときは、第13条の被登録資格を有する者とする。
 - (1) 旧規則第21条第1項に規定する排水設備工事責任技術者資格証の交付を受けている者又は

旧責任技術者

- (2) 愛知県下の地方公共団体で、責任技術者又は責任技術者の登録を受ける資格を有する者
- 11 前項の規定により第13条の被登録資格を有する者とされたものについては、同条中「試験に合格した」とあるのは「経過措置講習の課程を修了した」として、同条の規定を適用する。
- 12 前項に掲げる者が責任技術者（新規・更新）登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添えて市長に提出したときは、第15条の責任技術者証の交付を受けることができる。
- (1) 住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書
- (2) 第13条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 経過措置講習の修了証の写し
- 13 前項の申請書は、被登録資格の有効期間が満了する日までに相当な期間をおいて、提出しなければならない。
- 14 附則第12項の規定により第15条の責任技術者証の交付を受けた者の登録期間は、第1号に掲げる日から第2号に掲げる期間の末日までとする。
- (1) 当該責任技術者証の交付を受けた日
- (2) 経過措置講習の課程を修了した日から5年を経過した日の属する年度
- 15 第20条の規定は、平成11年3月31日までの間に経過措置講習を受講することができない特別な事情がある者について準用する。この場合において、同条中「更新講習」とあるのは「経過措置講習」と、「前条第3項」とあるのは「附則第14項」と読み替えるものとする。
- 16 尾張旭市下水道条例施行規則（昭和59年尾張旭市規則第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 17 尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例施行規則（昭和60年尾張旭市規則第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 18 尾張旭市行政組織規則（平成9年尾張旭市規則第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成11年9月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月27日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月24日規則第24号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に社団法人日本下水道協会愛知県支部（以下「支部」という。）が実施した排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者及び支部が実施した更新講習を受講し、その課程を修了した者は、この規則による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第13条に規定する被登録資格を有する者とみなす。

附 則（平成24年3月9日規則第5号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年12月2日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年4月1日において現に第2条の規定による改正前の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正前規則」という。）第2条第3号の規定により責任技術者として登録されている者（以下「旧責任技術者」という。）又は同日より前に愛知県下の地方公共団体の定めた条例等により責任技術者として登録を受けた者は、第2条の規定による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正後規則」という。）第2条第3号の責任技術者とみなす。
- 3 令和2年4月1日において改正前規則第15条第1項の規定により交付された責任技術者証（以下「旧責任技術者証」という。）又は同日より前に愛知県下の地方公共団体の定めた条例等により交付された責任技術者証は、改正後規則第2条第3号の責任技術者証とみなす。
- 4 指定工事店としての指定を受けようとする者が、第2項の適用を受ける旧責任技術者を専属させる場合は、改正後規則第4条第2項第3号の書類に加え、愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験の合格証又は登録更新のための講習の修了証の写しを添付しなければならない。
- 5 第2項の適用を受ける旧責任技術者が、改正前規則第15条第1項の旧責任技術者証を汚損し、又は紛失した場合における再交付については、なお従前の例による。
- 6 第2項の適用を受ける旧責任技術者が、改正前規則第16条の規定に該当する場合における変更の届出については、なお従前の例による。
- 7 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかにその旨を協会の会長に報告するものとする。

附 則（令和5年3月30日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則

（以下「改正前規則」という。）第4条第1項の規定による申請をしている者に対しては、従前の例により指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、この規則による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正後規則」という。）第3条の規定による指定を受けた者とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前規則第3条の規定による指定を受けている者は、改正後規則第3条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前規則第5条第1項の規定により交付された指定工事店証は、改正後規則第5条第1項の指定工事店証とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に改正前規則第3条の規定による指定を受けている者の指定期間は、令和11年3月31日までとする。

附 則（令和6年12月26日規則第34号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

指定工事店指定申請書

尾張旭市長 殿

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話
F A X
電子メール

尾張旭市下水道条例第 8 条第 1 項の規定による指定工事店の指定を受けたいので、
尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請
します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	

(裏面)

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
選任する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号

第2号様式（第4条関係）

誓約書

申請者、その代表者及び役員は、尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第3条第4号アからクまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

尾張旭市長 殿

第3号様式（第4条関係）

責任技術者名簿

申請者（氏名又は名称）

年 月 日現在

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	兼務状況
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐

注1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任している必要があります。

2 選任する責任技術者が愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中にレ印を付けてください。

責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ愛知県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

第 4 号様式（第 4 条関係）

機械器具調書

申請者（氏名又は名称）

		年 月 日現在		
種別	名称	型式、性能	数量	備考

注 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

第 5 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

申請者（氏名又は名称）

事業所の付近見取図			
線	駅下車	バス・徒歩	分
注 最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入してください。			

第6号様式（第5条関係）

指定番号 第 号

指定工事店証

指定工事店

上記の者を尾張旭市下水道排水設備指定工事店として指定します。

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

尾張旭市長

印

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

指定工事店証再交付申請書

尾張旭市長 殿

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定番号 第 号

2 申請の理由

第 8 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指定工事店変更届

尾張旭市長 殿

尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

第 9 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指定工事店（廃止・休止・再開）届

尾張旭市長 殿

尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第 7 条第 3 項の規定により、指定工事店の
廃止・休止・再開の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
廃止・休止・再 開の年月日	
廃止・休止・再 開の理由	

○尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例

昭和60年 9 月30日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道の処理区域内において、生活保護受給者が排水設備を設置（家の新築の場合は除く。以下同じ。）し、若しくはし尿浄化槽を撤去し、又はくみ取り便所を水洗便所に改造する工事に要する費用（以下「排水設備等改造費」という。）を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護受給者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に定める扶助を受けている者をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (3) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(補助対象者)

第3条 排水設備等改造費の補助対象者は、処理区域内に建築物を所有し、かつ、居住している生活保護受給者で、下水の処理開始の日から3年以内に排水設備を設置し、若しくはし尿浄化槽を撤去し、又はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとするものとする。

(補助額)

第4条 排水設備等改造費の補助額は、工事1件につき240,000円以内とする。

(補助の申請)

第5条 排水設備等改造費の補助を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(補助の承認の可否)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、補助の承認の可否及び補助額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、尾張旭市下水道条例（昭和59年尾張旭市条例第1号）第7条に規定する検査済証を交付した後に交付するものとする。

(補助の決定の取消等)

第8条 市長は、補助の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助の決定を

取り消し、又は前条により交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により補助を受けたとき。

(2) その他、市長が必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第9号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第11号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

○尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例施行規則

昭和60年9月30日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例（昭和60年尾張旭市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(補助の申請)

第2条 条例第5条に規定する申請は、排水設備等改造費補助申請書（第1号様式）により行うものとし、尾張旭市下水道条例（昭和59年尾張旭市条例第1号）第6条の申請書に併せて提出しなければならない。

(補助の決定通知)

第3条 条例第6条の規定による通知は、排水設備等改造費補助裁定通知書（第2号様式）によるものとする。

(補助の決定取消し)

第4条 市長は、条例第8条の規定により補助の決定を取り消した場合は、排水設備等改造費補助決定取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月29日規則第28号抄）

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年9月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

排水設備等改造費補助申請書	
年 月 日	
尾張旭市長	殿
申請者 住 所 氏 名 (電話 局 番)	
次のとおり申請します。	
補 助 申 請 金 額	金 円
補 助 金 の 使 途	☐ 排水設備 ☐ 便所改造 ☐ 浄化槽撤去
工 事 場 所	尾張旭市
工 事 費 見 積 額	金 円
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 工 事 店 名	
建 築 物 所 有 者	住 所
	氏 名

注 該当する□に $\blacktriangleright$ を記入してください。

証 明 書

上記の申請者は、 年 月 日より生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項に定める生活保護を受けている者であることを証明する。

年 月 日

尾張旭市福祉事務所長 印

第 2 号様式(第 3 条関係)

排水設備等改造費補助裁定通知書		第	号
		年	月 日
殿			
尾張旭市長		印	
年 月 日付けで申請のありました排水設備等改造費補助は、次の とおり決定しましたので通知します。			
裁 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない		
補 助 決 定 番 号	第 号		
補 助 金 額	金 円		
補 助 金 の 使 途	☐ 排水設備 ☐ 便所改造 ☐ 浄化槽撤去		
工 事 場 所	尾張旭市		
工事完了予定年月日			
補助金に対する条件 又は承認しない理由			

第 3 号様式(第 4 条関係)

排水設備等改造費補助決定取消通知書

第 年 月 日 号

殿

尾張旭市長 印

年 月 日付で承認決定しました排水設備等改造費補助は、次の理由により取り消しましたので通知します。

取 消 理 由	
補 助 返 還 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日

○尾張旭市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止するために要する資金（以下「改造資金」という。）の融資のあっせん及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(融資のあっせん対象工事)

第2条 改造資金の融資のあっせんは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第8号に規定する処理区域内（以下「区域内」という。）で、次の各号のいずれかに掲げる工事（以下「改造工事」という。）を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び洗浄用具の設置工事並びにこれに伴う排水設備工事（法第10条第1項に規定する排水設備の工事。以下同じ。）
- (2) し尿浄化槽の廃止工事及びこれに伴う排水設備工事
- (3) 市長が特に必要があると認める特別な改造工事。ただし、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金を受ける改造工事は除く。

(融資のあっせん対象者)

第3条 改造資金の融資のあっせんを受けることができる者は、区域内の家屋の所有者又は占有者（当該改造工事について所有者の承認を得た場合に限る。）とし、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 市税及び取付管設置工事費負担金を完納していること。
- (2) 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
- (4) 県内に居住し、独立の生計を営み弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。

(融資のあっせん額)

第4条 改造資金の融資あっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、改造工事に要した費用の額が次の各号に掲げる改造工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合における融資のあっせん額は、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 第2条第1号に定める工事 1件につき80万円
- (2) 第2条第2号に定める工事 1件につき50万円。ただし、水洗便所が一組（大便器一個、小便器一個又は大小兼用便器一個）増すごとに6万円を加算した額とし、その額は80万円を限度とする。
- (3) 第2条第3号に定める工事 1件につき50万円

(融資の条件)

第5条 市長が改造資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

(1) 融資金には、利子を付さない。

(2) 融資金の償還は、融資を受けた月の翌月から40月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし、償還期日前においても繰上償還をすることができる。

(利子補給)

第6条 市長は、改造資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子相当額（災害その他市長が特に必要があると認めた場合の利子相当額を除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定める。

(融資のあっせんの申込み)

第7条 改造資金の融資のあっせんを受けようとする者は、水洗便所改造資金融資あっせん申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、尾張旭市下水道条例（昭和59年尾張旭市条例第1号。以下「条例」という。）第6条による排水設備等計画の確認申請と併せて提出しなければならない。

3 第1項の申込みの内容に変更があったときは、水洗便所改造資金融資あっせん申込変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。なお、申込みを取り下げる場合については、水洗便所改造資金融資あっせん申込取下届（第3号様式）によるものとする。

(融資あっせんの調査)

第8条 市長は、前条第1項の申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、取扱金融機関へ水洗便所改造資金融資確認依頼書（第4号様式）を送付するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の調査依頼があったときは、速やかに必要な調査をし、その結果を水洗便所改造資金融資確認書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

(融資のあっせんの決定等)

第9条 市長は、前条の審査のうえ融資あっせんの可否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項のあっせん額と清算額に差が生じたときは、あっせん額を変更することができる。

(工事の完成等)

第10条 前条の規定による決定通知を受けた者は、改造資金の融資あっせんの決定の日から起算して3月以内に工事を完成し、水洗便所改造工事完了届（第7号様式）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

第11条 市長は、前条の工事が完成し、条例第7条の規定による工事完了検査が終了したときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書（第8号様式）により申込者に通知をするとともに、水洗便所改造資金融資依頼書（第9号様式）により取扱金

融機関に対し融資の依頼をするものとする。

第12条 取扱金融機関は、前条の依頼により融資したときは、水洗便所改造資金融資報告書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、第5条第2号の繰上償還があったときは、水洗便所改造資金融資繰上償還報告書（第11号様式）を市長に提出するものとする。

（融資のあっせんの取消し等）

第13条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部をその者に負担させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく償還金を期日までに償還しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

（融資の別枠扱い）

第14条 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、見返り、両建預金等を要求してはならない。

（指示調査及び報告）

第15条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用す

ることができる。

水洗便所改造資金融資あっせん申込書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

申込者 住所
氏名

次のとおり申し込みます。

申 込 金 額				
希 望 償 還 期 間				
希 望 取 扱 金 融 機 関				
工 事 の 種 類				
連 帯 保 証 人 者 予 定 人 者	住所			
	氏名		電話	
設 置 場 所				
工 事 予 定 期 間				
工 事 費 見 積 額				
指 定 工 事 店	住所			
	氏名			

水洗便所改造資金融資あっせん申込変更届

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

申込者 住所
氏名

次のとおり届け出します。

決 定 番 号		
変 更 理 由		
内 容	変更前	
	変更後	

水洗便所改造資金融資あっせん申込取下届

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

申 請 者 住所
氏名

次のとおり取下げします。

決 定 番 号	
取 下 げ 理 由	

水洗便所改造資金融資確認依頼書

年 月 日

取扱金融機関

様

尾張旭市長

印

次のとおり依頼します。

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	申 込 日	

水洗便所改造資金融資確認書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

金融機関名

次のとおり確認します。

融 資 予 定 額		
償 還 予 定 期 間		
融 資 先	住 所	
	氏 名	

水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで申込みのありました水洗便所改造資金融資あっせん
について次のとおり決定します。

決 定 区 分	
あっせん予定額	
償 還 期 間	
取扱金融機関名	
融 資 時 期	
あっせん条件	

水洗便所改造工事完了届

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

申 請 者 住所
氏名

次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	—
完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 費	円
設 置 場 所	尾張旭市

水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書

年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで決定した水洗便所改造資金融資あっせんについて、
次のとおりあっせん額を決定します。

決 定 番 号		
あ っ せ ん 額		
償 還 期 間		
取 扱 金 融 機 関 名		
設 置 場 所		
申 込 者	住 所	
	氏 名	

水洗便所改造資金融資依頼書

年 月 日

取扱金融機関

様

尾張旭市長 印

次のとおり依頼します。

決 定 番 号		
申 込 者	住 所	
	氏 名	
あ っ せ ん 額		
償 還 期 間		

水洗便所改造資金融資報告書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

金融機関名

次のとおり報告します。

決 定 番 号		
融 資 額		
融 資 先	住 所	
	氏 名	
償 還 期 間		
融 資 年 月 日		
償 還 月		

水洗便所改造資金融資繰上償還報告書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

金融機関名

次のとおり報告します。

決 定 番 号		
融 資 額		
融 資 先	住 所	
	氏 名	
融 資 年 月 日		
償 還 月		
繰 上 償 還 日		
繰 上 償 還 額		

○尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対して、その改造工事に要する費用の一部を市が補助することにより、雨水の流出抑制を図り、一時的な河川及び下水道施設への負担を軽減するとともに、雨水及び資源の有効利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第5条第1項の規定による設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で尾張旭市下水道条例（昭和59年条例第1号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に関連する排水設備で、貯留した雨水を散水等として利用するための施設をいう。
- (4) 改造工事 浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う、浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴開け工事、雨水集水配管及び雨水管の取付け工事、ポンプ本体費用及びポンプの設置に係る工事のことをいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、下水道法第9条第2項の規定により下水の処理の開始を告示した区域内において自らの負担により改造工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、尾張旭市市税条例（昭和34年条例第4号）に定める市民税、固定資産税及び都市計画税並びに尾張旭市下水道条例に定める取付管設置工事費を滞納している者は、補助事業者となることができない。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、1世帯につき1基の改造工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が100,000円を超える場合

は100,000円)を上限とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、改造工事に着手する前に、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 尾張旭市下水道条例施行規則(昭和59年規則第2号)第6条に規定する排水設備等工事計画確認申請書
- (2) 改造工事の図面(配管工事等の平面図及び浄化槽本体に改造がある場合は断面図)
- (3) 改造工事見積書の写し
- (4) 改造工事場所の案内図
- (5) 使用するポンプの説明に係る資料
- (6) 誓約書(第2号様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該改造工事の内容を変更(中止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付決定額に変更がない程度の軽微な変更を除く。)する場合は、直ちに、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金計画(変更・中止)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更(中止を含む。)を承認する場合は、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金(変更・中止)決定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から14日以内に尾張旭市浄化槽雨水貯留施設改造工事完了報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改造工事完了後の配置図及び配管図
- (2) 改造工事写真
- (3) 改造工事に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の決定を受けた後、速やかに尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知し、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(現地調査)

第13条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要に応じて改造工事の施行状況を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第14条 浄化槽を雨水貯留施設へ改造した者は、雨水貯留施設の適切な維持管理に努めることとし、改造工事完了後雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がり等又は雨水貯留施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じて、市はその責めを負わない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱等は、令和５年４月１日から施行する。

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付申請書

尾張旭市長 殿

住所
申請者 氏名
電話

浄化槽雨水貯留施設転用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

改 造 工 事 場 所	尾張旭市		
補助金交付申請額	円		
改 造 工 事 見 積 額	円		
浄化槽の種別及び規模	☐ 単独処理浄化槽 ☐ 合併処理浄化槽	集水予定面積	m ²
	人槽 (年に設置)	集水予定縦樋	個所
指 定 工 事 店			
改 造 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添 付 書 類	☐ 排水設備等工事計画確認申請書 ☐ 改造工事の図面 ☐ 改造工事見積書の写し ☐ 改造工事場所の案内図 ☐ 使用するポンプの説明に係る資料 ☐ 誓約書 ☐ その他市長が必要と認める書類		

※ 補助金の額は、改造工事に要した経費の 2 分の 1 以内とし、10 万円が限度です。なお、算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

年 月 日

誓 約 書

尾張旭市長 殿

住所
申請者 氏名

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金の交付申請に当たり、転用する浄化槽には現在異常がないことを確認し、改造工事完了後は雨水貯留施設の適正な維持管理、事故防止及び安全対策に努めることを誓います。

万が一、改造工事完了後雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がり等又は雨水貯留施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、尾張旭市にその損害賠償を請求いたしません。

第 年 月 日 号

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付（不交付）決定通知書

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用補助金については次のとおり決定しましたので通知します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
補 助 金 交 付 の 可 否		可 ・ 否
否 の 場 合 却 下 理 由		
補 助 金 交 付 決 定 番 号		
補 助 金 交 付 決 定 額		円
改 造 工 事 場 所		尾張旭市
改 造 工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
指 定 工 事 店 名		
補 助 金 の 交 付 の 条 件		1 補助金は、浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事以外の用途には使用してはならない。 2 工事の内容を変更（中止）しようとする場合は尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金計画変更（中止）承認申請書を提出すること。 3 改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から14日以内に尾張旭市浄化槽雨水貯留施設改造工事完了報告書を提出し、改造工事の確認を受けること。

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金計画（変更・中止）承認申請書

尾張旭市長 殿

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付けで交付決定通知のあった浄化槽雨水貯留施設転用補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

補助金交付決定番号		
区 分	変更前	変更後
補 助 金 交 付 申 請 額		
工 事 見 積 額		
工 事 場 所		
工 事 期 間		
指 定 工 事 店 名 等		

第 年 月 日 号

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金（変更・中止）決定通知書

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで計画（変更・中止）申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用補助金については次のとおり変更（中止）の承認をしましたので通知します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
補 助 金 交 付 決 定 番 号		
変 更 後 の 補 助 金 交 付 決 定 額		円
変 更 後 の 改 造 工 事 場 所		尾張旭市
変 更 後 の 改 造 工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
変 更 後 の 指 定 工 事 店 名		
補 助 金 の 交 付 の 条 件		1 補助金は、浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事以外の用途には使用してはならない。 2 改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から 14 日以内に尾張旭市浄化槽雨水貯留施設改造工事完了報告書を提出し、改造工事の確認を受けること。

尾張旭市長 殿

年 月 日付けで交付決定通知のあった浄化槽雨水貯留施設転用補助金に係る改造工事について、工事が完了しましたので報告します。

補助金交付決定番号	
改造工事完了年月日	
工 事 場 所	尾張旭市
補助金交付申請額	円
工 事 金 額	円
指 定 工 事 店 名	
添 付 書 類	☐ 改造工事完了後の配置図及び配管図 ☐ 改造工事写真 ☐ 改造工事に係る請求書及び領収書の写し ☐ その他（ ）

第 年 月 日 号

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付額確定通知書
様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付決定通知した浄化槽雨水貯留施設転用補助金については、次のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

補助金交付決定番号		
申請者	住 所	
	氏 名	
補 助 金 額		円
工 事 場 所		尾張旭市
指 定 工 事 店 名		
備 考		

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金請求書

尾張旭市長 殿

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付けで交付額確定通知のあった浄化槽雨水貯留施設転用補助金について、
次のとおり請求します。

- 1 補助金請求額 金 _____ 円
- 2 補助金交付決定番号 _____

3 補助金振込先

金 融 機 関		
銀 行 信用金庫 農 協 店		
預金種目	口 座 番 号	口 座 名 義
1 普通		フリガナ
2 当座		
3 その他		

4 添付書類 ☐ 領収書の写し（工事完了報告書に添付した場合は不要）

第 年 月 号 日

尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付決定取消通知書

様

尾張旭市長 印

次のとおり尾張旭市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付決定を取り消しましたので通知します。

補助金交付決定 を受けた者	住 所	
	氏 名	
補 助 金 交 付 決 定 番 号		
交 付 決 定 年 月 日		
取 消 理 由		
備 考		

○尾張旭市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則

平成27年3月27日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が自己の負担により下水道施設を公道等に設置する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) 申請者 自己の負担により下水道施設を公道等に設置しようとする公共下水道管理者以外の者をいう。
- (3) 下水道施設 申請者が公道等に設置しようとする下水道マンホール、下水道管及び取付管をいう。

(下水道施設の構造)

第3条 申請者は、設置しようとする下水道施設の構造について市長と協議しなければならない。

(設置条件)

第4条 下水道施設設置工事の施行に必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道処理区域内又は市長との協議により下水道処理が可能な区域であること。
- (2) 設置する下水道施設の流末に、公共下水道管が埋設されていること。
- (3) 設置する下水道施設は、維持管理上支障のない場所に設置すること。
- (4) 計画汚水排出量が下水道施設の処理能力を上回る場合は、市長と協議の上、申請者の負担により処理可能な地点まで下水道施設の改修をすること。
- (5) 公共下水道供用開始区域内において取付管を設置する場合は、市長が別に定める自己負担額の基準について承諾していること。
- (6) 設置する下水道施設が私道にある場合は、私道の所有者全員が無償で土地の使用並びに下水道施設の設置及び使用を承諾していること。
- (7) 設置した下水道施設を工事完了後、市へ無償で譲渡すること。

(設置申請)

第5条 下水道施設設置工事の承認を受けようとするときは、下水道施設設置工事承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者が、その承認を受けた事項を変更しようとするときは、下水道施設設置工事変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは必要な調査を行い、適当と認める場合は、下水道施設設置工事承認（変更承認）申請書に承認した旨を記載し、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第7条 前条の承認を受けた申請者が、その承認に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事の完了)

第8条 申請者は、第6条の承認に係る工事が完了したときは、直ちに工事完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

- (1) 出来形図面（位置図、平面図、縦断図及び取付管施工図）
- (2) 工事写真（着手前、施工中及び完了時のもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の完了検査を行い合格したときは、検査済証を申請者に交付するものとする。

(完成後の措置)

第9条 申請者は、前条の完了検査に合格した下水道施設について、下水道施設無償譲渡申請書により市長に譲渡するものとする。

2 設置した下水道施設が私道にある場合は、私道の所有者全員が土地利用承諾書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による譲渡を受けた場合には、下水道施設無償譲渡引受書により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定により譲渡を受けた下水道施設について、^{かし}瑕疵が認められた場合、譲渡を受けた日から1年間は、申請者が担保責任を負わなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、文書の様式その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○尾張旭市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、尾張旭市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則（平成27年規則第4号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、規則に定める文書の様式その他必要な事項を定めるものとする。

(構造)

第2条 規則第3条の下水道施設の構造は、市長が実施する下水道工事に準じるものでなければならない。

(自己負担額の基準)

第3条 規則第4条第5号に規定する市長が定める自己負担額の基準は、別記のとおりとする。

(自己負担額の上限)

第4条 申請者の自己負担額は、前条の市長が定める自己負担額の基準を上限とする。ただし、申請者の自己負担額がこの額を超えることを承諾している場合は承認することとする。

(設置申請)

第5条 規則第5条に規定する下水道施設設置工事承認申請書を提出するときは、次の書類を添付することとする。

- (1) 位置図（1／2,500以上）
- (2) 平面図（1／500）
- (3) 縦断面図
- (4) 横断面図
- (5) 構造図
- (6) 道路復旧図
- (7) 公図（1／500）
- (8) 取付管を設置する場合は、取付管設置位置申請書（下水道条例施行規則第11条関係（第7号様式））を提出すること。
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書類は、2部提出しなければならない。

3 道路占用許可が必要な場合は、前2項に定めるもののほか道路占用許可申請に必要な図書を3部提出しなければならない。

(必要な調査)

第6条 規則第6条に規定する必要な調査とは、次に示す項目を調査することをいう。

- (1) 使用材料
- (2) 配管計画
- (3) 施工内容

- (4) 工事業者
 - (5) 工事期間
 - (6) その他市長が必要とする調査
- (工事業者)

第7条 前条第4号に規定する工事業者は、次の各号の要件を満たす業者とする。

- (1) 下水道マンホール及び下水道管を設置する場合は、過去10年以内に地方公共団体が発注する同種工事の実績がある業者であること。
- (2) 取付管を設置する場合は、過去10年以内に同種工事の実績がある業者であること。

(文書の様式)

第8条 文書の様式は、次のとおりとする。

様式番号	名称	規則関係条項
第1号様式	下水道施設設置工事承認申請書	第5条第1項
第2号様式	下水道施設設置工事変更承認申請書	第5条第2項
第3号様式	工事着手届	第7条
第4号様式	工事完了届	第8条第1項
第5号様式	検査済証	第8条第2項
第6号様式	下水道施設無償譲渡申請書	第9条第1項
第7号様式	土地利用承諾書	第9条第2項
第8号様式	下水道施設無償譲渡引受書	第9条第3項

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別記 自己負担額の基準

規則第4条第5号に規定する自己負担額の基準は、毎年度当初に以下の条件の汚水本管に接続する取付管設置工事費を算出して定めることとする。

- 1 汚水本管埋設道路

(1) 舗装厚 5 センチメートル

(2) 幅員 6 メートル

2 汚水本管理設位置

(1) 出幅 4.5 メートル

(2) 土被り 1.4 メートル

下水道施設設置工事承認申請書

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

下記のとおり、下水道施設設置工事を申請します。

1	工 事 の 場 所	
2	工事の目的・概要	
3	工事の物件・数量	
4	工 事 金 額 (自 己 負 担 額)	
5	工 事 施 工 業 者	工事業者名 住 所 連 絡 先
6	工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 許可日から
7	特 記 事 項	

※ 4 工事金額（自己負担額）は、取付管設置工事の場合のみ記載すること。

下 第 号

上記のとおり承認します。ただし、別添条件を厳守のこと。

年 月 日

尾張旭市長

添付書類（取扱基準 第 5 条に定める書類）

下水道施設設置工事変更承認申請書

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

下記のとおり、下水道施設設置工事の変更を申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
1	承認年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
2	工事の場所		
3	工事の目的・概要		
4	工事の物件・数量		
5	工事金額 (自己負担額)		
6	工事の実施方法		
7	工事の期間	承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで	承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで
8	変更理由		

※ 5 工事金額（自己負担額）は、取付管設置工事の場合のみ記載すること。

下 第 号

上記のとおり承認します。ただし、別添条件を厳守のこと。

年 月 日

尾張旭市長

添付書類(変更となった書類)

第3号様式

工 事 着 手 届 年 月 日 尾張旭市長 殿 申 請 者 住 所 氏 名 電 話 下記のとおり、着手します。 記		
1	承 認 年 月 日	年 月 日
2	番 号	第 号
3	工 事 の 場 所	
4	工 事 の 種 別	
5	着 手 年 月 日	年 月 日

第4号様式

工 事 完 了 届 年 月 日 尾張旭市長 殿 申 請 者 住 所 氏 名 電 話 下記のとおり、完了しました。 記		
1	承 認 年 月 日	年 月 日
2	番 号	第 号
3	工 事 の 場 所	
4	工 事 の 種 別	
5	完 了 年 月 日	年 月 日

第 5 号様式

検 査 済 証 年 月 日 様 尾張旭市長 次のとおり下水道施設工事は、法令等の規定に適合したものと認めます。 記		
1	番 号	第 号
2	設 置 場 所	
3	下 水 道 施 設 の 種 類	
4	検 査 年 月 日	年 月 日
5	検 査 番 号	第 号

第 6 号様式

下水道施設無償譲渡申請書 年 月 日 尾張旭市長 殿 申請者 住所 氏名 電話 下記のとおり、下水道施設の譲渡について申請します。		
1	下水道施設の延長	
2	道路等の種類	
3	下水道施設の種類	
4	設置場所	
5	譲渡の理由	
6	検査番号	第 号
7	下水道施設承認工事完成合格年月日	年 月 日

土 地 利 用 承 諾 書 年 月 日 尾張旭市長 殿 土地所有者 住所 氏名			
土 地 の 表 示			
所 在	地 番	地 目	地 積
私の所有する土地について、下記の条件により、公共下水道施設の土地利用を承諾します。 記 1 土地の使用料は、無償とします。 2 下水道施設の工事及び維持管理のための市職員の立ち入りを認めます。 3 土地の所有権を他に譲渡する場合は、この承諾内容を承継させ、市及び他の公共下水道施設 利用者に迷惑がかからないようにします。 4 土地利用の期間は下水道施設の使用する期間とします。			

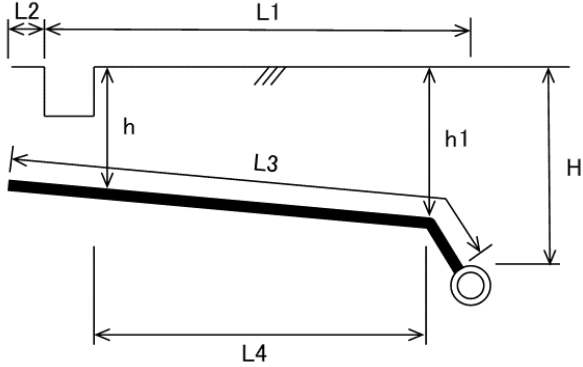
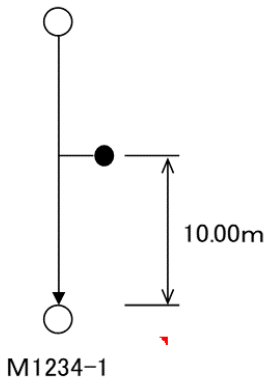
第 8 号様式

下水道施設無償譲渡引受書 年 月 日 様 尾張旭市長 下記下水道施設について、今後市有財産として管理運営しますので、引き受けます。 記		
1	下水道施設の延長	
2	道路等の種類	
3	下水道施設の種類	
4	設置場所	
5	引受年月日	年 月 日

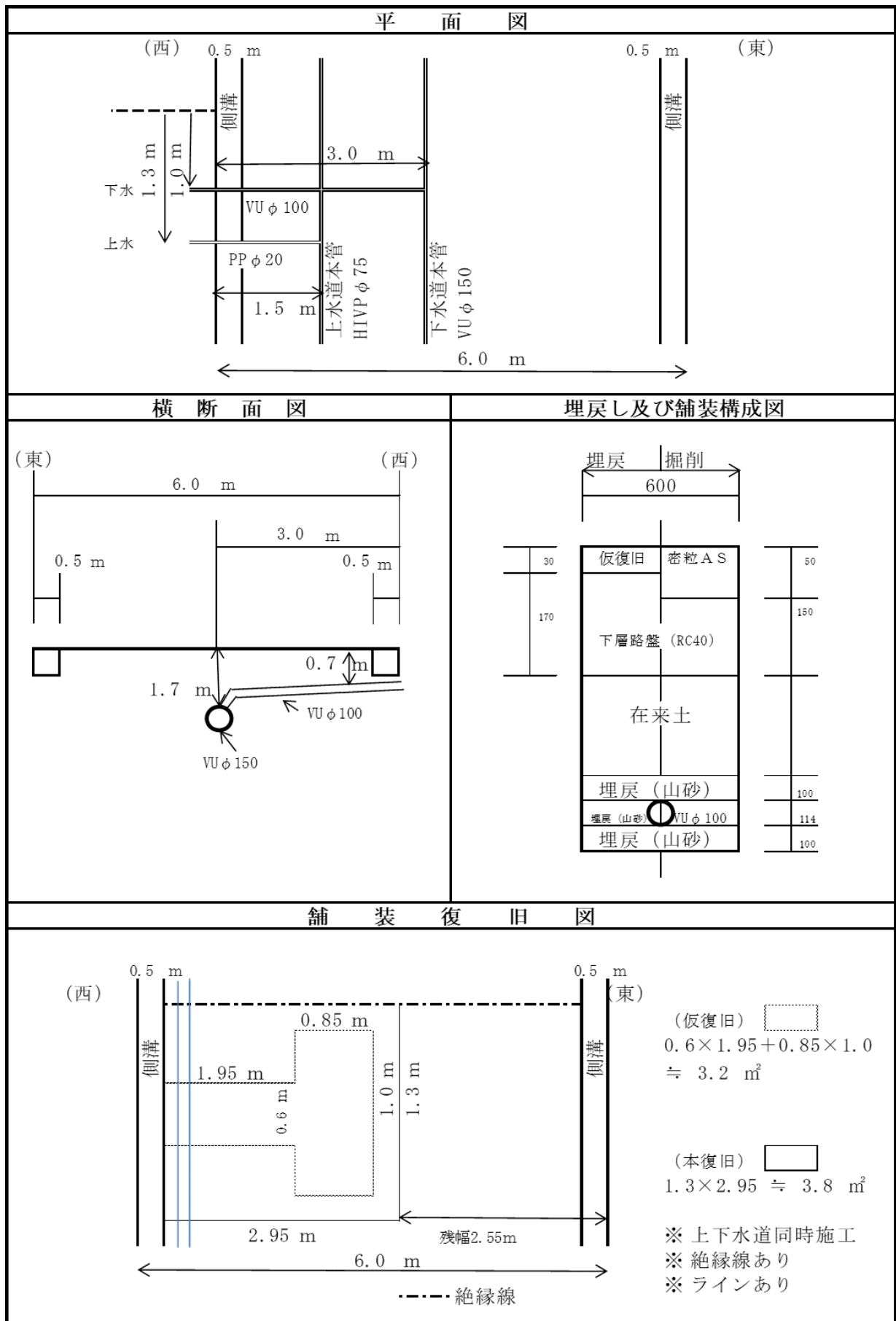
出来形測定成果表

1. 工事名 汚水取付管設置工事
2. 路線名 市道〇〇号線
3. 工事場所 尾張旭市〇〇町〇〇地内
4. 請負業者名 (株)〇〇
5. 測定者名 〇〇〇〇
6. 取付管口径 $\phi 100$

取付管番号	〇〇〇〇
工事番号	〇〇取-〇
監督員	主任技術者

横断図		平面図	
		本管番号	M1234-2
		〇〇〇〇	
項目	実測値	備考	
本管出幅 L1	mm		
宅内出幅 L2	mm		
管布設延長 L3	mm		
管布設延長 L4	mm		
本管土被り H	mm		
取付管土被り h	mm	原則700mm	
取付管土被り h1	mm		
勾配	#DIV/0! ‰	(h1-h)/L4、10‰以上	
曲管種別	60°		
立上り管	あり なし		

道路占用許可申請書			新 規	更 新	変 更	土第 年 月 日	号
尾張旭市道路管理者			下 第 号 令和 年 月 日				
尾張旭市長 柴 田 浩 殿							
〒488-8666							
住 所 尾張旭市東大道町原田2600-1							
氏 名 尾張旭市長 柴 田 浩							
(担当者 下水道課			T E L 内線571)				
道路法第32条の規定により許可を申請します。							
占用の目的	汚水取付管理設のため						
占用の場所	路 線 名	市道 号線			車道・歩道・その他		
	場所	尾張旭市 町 丁目地内					
占用の物件	名 称		規 模		数 量		
	取付管		VUφ100		1ヶ所（ . m）		
占用の期間	許可後着手 より 間 令和 年 月 日まで		占用物件 の 構 造		硬質塩化ビニール管		
工事の期間	許可後着手 より 60日間 令和 年 月 日まで		工実施 の 方 法		開 削 工 法		
道 路 の 復 旧 方 法	原 形 復 旧		添付書類		位 置 図 他		
備 考	指定工事店		Tel		担当		
	・舗装復旧については、事前に他の工事関係者と調整いたします。 ・愛知県建設部の「道路占用工事の実施に関する基準」に基づき実施します。						
道 路 占 用 許 可 書							
			土第 号 令和 年 月 日				
尾張旭市長 柴 田 浩 殿							
尾張旭市道路管理者 尾張旭市長 柴 田 浩							
上記の許可申請について、下記の条件を附して許可します。 記							
1	許可の期間	許可後着手 より 令和 年 月 日 まで					
2	占用料	尾張旭市道路占用条例第2条2項により免除					
3	許可条件	・占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占有者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。 ・市長は、管理上必要と認める事項を命じ、又はこの条件を変更し、もしくは追加することがある。 ・市長が、業務の必要上施設の移転または撤去を命じた場合は、申請者はこれに応じなければならない。その費用については、申請者の負担とする。 ・工事中は、歩行者等に十分に注意し施工すること。 ・交通誘導員を適切に配置し、交通安全に努めること。 ・付近住民等地域の関係者に、工事の時期内容を事前に周知すること。 ・この処分について不服がある場合は、この処分あったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求することができます。					



道 路 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

守山警察署長 殿

住所
申請者
氏名

印

道 路 使 用 の 目 的			
場 所 又 は 区 間	尾張旭市 町		
期 間	令和 年 月 日 時 から	令和 年 月 日 時 まで	
方 法 又 は 形 態	開削工法		
添 付 書 類	位置図、平面図、横断図、交通保安図		
現 場	住 所		
責任者	氏 名	電 話	

第 号 道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

証 紙 ち ょ う 付 欄

令和 年 月 日

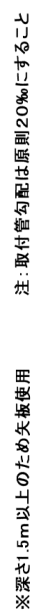
守 山 警 察 署 長

印

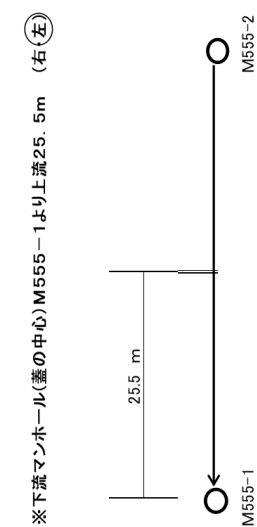
あなたがこの処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県公安委員会（愛知県警察本部交通部交通規制課）に対し、審査請求をすることができます。

- 備考
- 1 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 2 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 3 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

縦断面図(舗装構成図)



取付管位置図

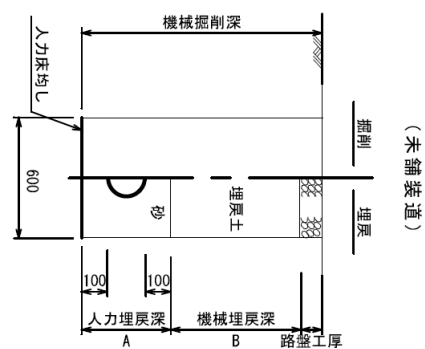
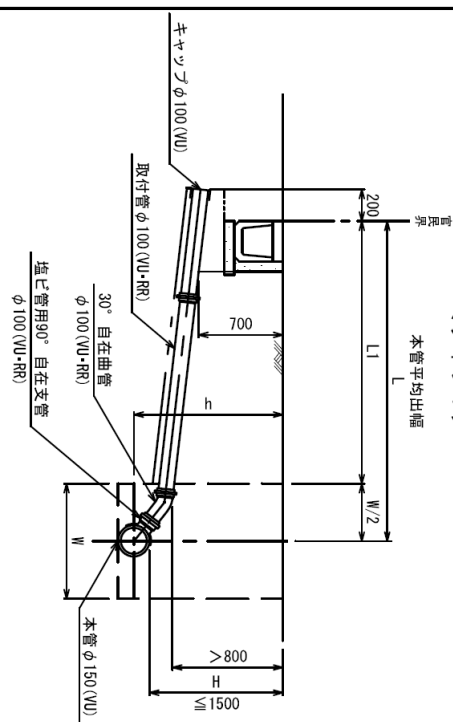


圖新橫

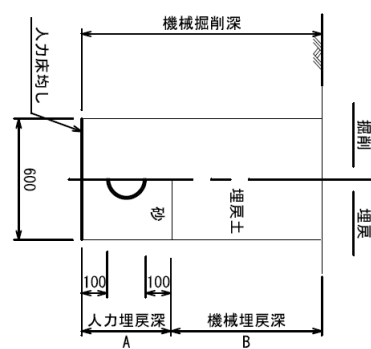
横断図

△タヱヲ△

卡达臣

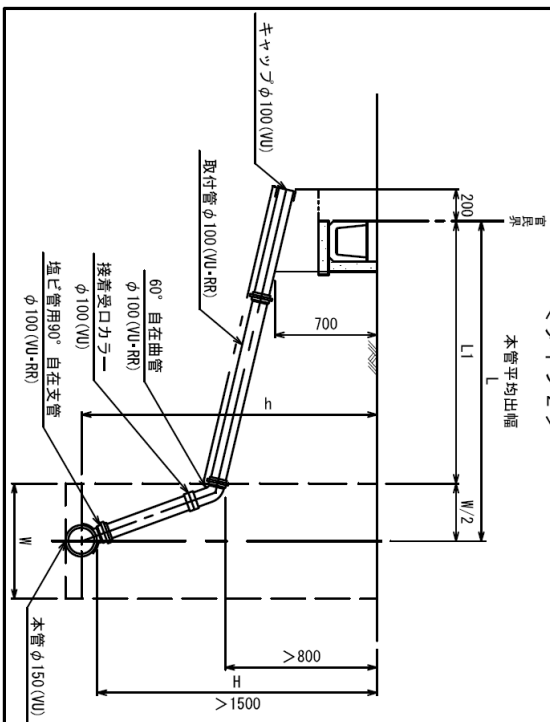


(宅地内)

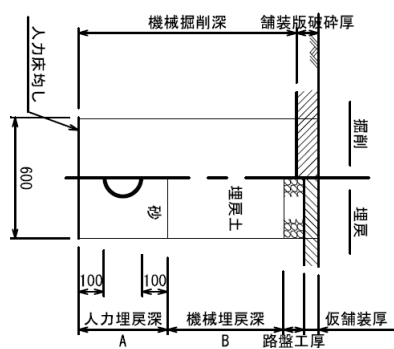


△タ↑フ。2△

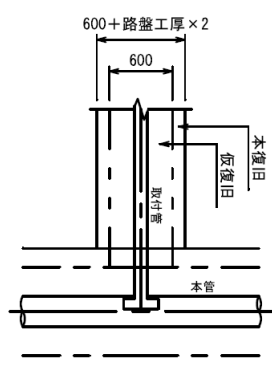
本館平均日售



(道装)



平面图

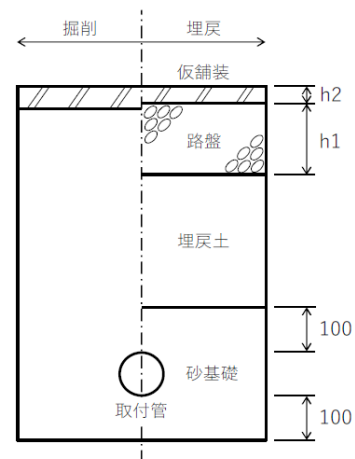
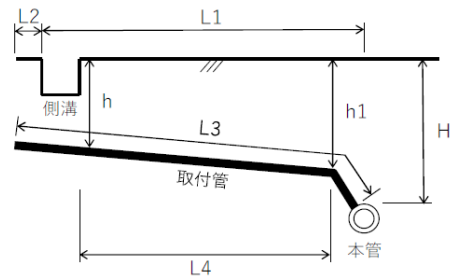


取付管工事写真撮影要領

令和4年4月1日

取付管工

- 1 工事着手前（工事案内、保安施設等を含む）
 - ・ 全体の状況が判別できること。
 - ・ 工事案内、保安施設等の設置状況。
 - ・ 交通誘導員の配置状況。
- 2 取付管工
 - ・ 本管の出幅(L1)、土被り(H)が確認できること。
 - ・ 本管の穿孔が確認できること。
 - ・ 支管の設置（接着剤、番線）が確認できること。
 - ・ 砂基礎（管下10cm）が確認できること。
 - ・ 取付管の土被り(h1、h)が確認できること。
 - ※表示テープの貼付け後
- 3 埋戻工
 - ・ 砂基礎（管上10cm）が確認できること。
- 4 仮復旧工
 - ・ 路盤厚(h1)が確認できること。
 - ・ 仮舗装厚(h2)が確認できること。
 - ・ 仮復旧工完了後、全体の状況が判別できること。
- 5 表示ピン設置工
 - ・ 表示ピンの設置が確認できること。



舗装本復旧工

- 1 舗装切断
- 2 路盤工（不陸整正）
- 3 乳剤散布
 - ・ 継目部側面にも塗布すること。
- 4 舗装工
 - ・ 舗装厚（各層）が確認できること。
- 5 区画線工
- 6 工事完了
 - ・ 全体の状況が判別できること。